

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人京都精華大学は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が安心して長期的に活躍できる雇用環境の整備をするため、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2020年2月1日から2023年1月31日までの3年間

2. 課題

- (1) 労働者に占める女性労働者の割合が低い雇用区分がある。
- (2) 入社後10年間における女性の離職率が男性に比べて高い。

3. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1：専任教員に占める女性の割合を30%以上にする。

2020年2月～

- ・教員募集活動において女性が活躍できる職場であることをアピールし、女性応募者増加をはかり、専任教員の女性の割合を長期的に増加させる。

目標2：仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

2020年2月～

- ・産前産後休業や育児・介護休業給付他、本学および公的支援について積極的に情報提供を行い、周知に務める。
- ・職場と家庭の両立できるよう柔軟な勤務形態について検討する。

4. 女性活用の現状に関する情報公表（2020年1月掲載）

- ・専任教職員に占める女性労働者の割合 21.0%（教員20.2%・職員22.9%）

以上